

新法人移行に伴う定款変更

平成 25 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本添乗サービス協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本添乗サービス協会（以下、「本会」という。英文では TOUR CONDUCTING SERVICE ASSOCIATION IN JAPAN という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本会は、旅程管理業務その他旅行者の便宜となるサービスを提供する業務(以下「添乗業務等」という。)の向上及び添乗業務等に係る事業の発展を図るとともに、旅行者の利便の増進並びに旅行サービスの向上を図り、併せて会員相互の連絡協調につとめ、観光事業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 添乗業務等に従事する者(以下「添乗員等」という。)の為の事業
 - ①添乗員等の養成及び研修
 - ②添乗員等の社会的地位の向上と魅力ある環境整備に係る事業
- (2) 添乗業務等に係る事業
 - ①添乗業務等に対する苦情、相談への対応
 - ②添乗業務等の改善に関する諸調査及び調査結果の分析、研究及び指導
- (3) 業界発展に資する事業
 - ①関係機関との連携協調、情報の収集並びに広報
 - ②派遣元責任者講習会の実施
 - ③観光に従事する者の育成
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業については、本邦内及び本邦外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 添乗業務等に係る事業を行う法人
- (2) 準 会 員 添乗業務又は添乗業務等に従事し又は従事したことがある者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人又は個人
- (4) 特別会員 本会の目的に賛同する内外の観光関係団体その他の者

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会の正会員になろうとする者は、前項の入会申込書に正会員2名以上の推薦することを証明する書面を添付しなければならない。
- 3 正会員は法人の代表者として本会对してその権利を行使する者(1名に限る。以下、「会員代表者」という。)を定め会長に届けなければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合はすみやかに変更届を会長に提出しなければならない。

(入会の拒否)

第7条 本会の会員になろうとする者が、次の各号の1に該当する時は入会を拒否する。

- (1) 役員の中に、本会において除名処分を受けた会社の役員となっていた者がいる場合
- (2) その他拒否すべき正当な事由があるとき

(入会金及び会費の納入等)

第8条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 準会員、賛助会員は、理事会において別に定めるところにより、準会員費、賛助会員費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費、準会員費及び賛助会員費は、返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 正会員が第5条の要件を満たさなくなったとき
- (4) 当該法人が解散したとき
- (5) すべての正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出し退会することができる。

(退会勧告)

第11条 会員が、次の各号に該当する時は、理事会の決議により退会を勧告することができる。

- (1) 会費の納付を怠ったとき
- (2) 正当な理由なく、総会又は理事会の議事に基づく報告を怠ったとき
- (3) 会長の行う口頭注意又は文書警告に従わなかったとき

(除名)

第12条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 会費の滞納期間が6ヶ月に達したとき
- (4) 退会の勧告に従わなかったとき
- (5) 第7条に定める入会拒否事由に該当することが判明したとき
- (6) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員の資格を失った者は、本会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 会員の資格を失った者は、すでに納入した入会金、会費及びその他本会の資産に対して何等の請求することができない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員を持って構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した文書をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、総会の目的である事項及びその内容、日時並びに場所、その他法令で定める事項を示して開会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

(書面議決議等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は本会の議決権を有する他の正会員1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員 等

(役 員)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 8名以上 15 名以内(会長、副会長及び専務理事を含む)
- (5) 監 事 2名以内

2 前項の第 1 号から第 4 号をもって一般法人法上の理事とする。

3 会長、副会長及び専務理事は、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において正会員(会員代表者)又は学識経験を有する者の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議により、理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 会長は、代表理事として本会の会務を総理する。

- 2 副会長は、代表理事として会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
- 3 専務理事は、代表理事として会長及び副会長を補佐して本会の会務を処理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
- 4 業務執行理事たる理事は、会長の命を受けその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織して、その会務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、総会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第 30 条 本会は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令に定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 31 条

本会に、名誉会長 1 名を置くことができる。

2 名誉会長は、業界の発展に顕著な功績のあった者及び学識経験者のうちから総会において推挙する。

3 名誉会長は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第 32 条 本会に、顧問 7 名以内を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議を得て、学識経験者のうちから会長が任期を定めて委嘱する。

3 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(設置)

第 33 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に提出する議案の決定
- (2) 総会によって委任された事項の決定
- (3) 前2号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、理事から理事会の目的である事項を記載した文書をもって、理事会の招集の請求があったときには、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長はこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(業務の報告)

第39条 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会及び運営幹事会

(委員会及び運営幹事会)

第 41 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、理事会の決議を経て委員会及び運営幹事会を置くことができる。

- 2 委員会及び運営幹事会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会及び運営幹事会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 4 運営幹事会は委員会の統括及び総合調整に係わる事務を所掌する。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 42 条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第 43 条 主たる事務所及び従たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置く。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 事業報告及び計算書類等
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第 9 章 地区協議会

(地区協議会)

第 44 条 各地区に拠点を置く正会員は、事業を円滑に運営するために、理事会の決議により地区協議会を置くことができる。

- 2 地区協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 本会の事業年度、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 46 条 本会の資産は、入会金、会費、準会員費、賛助会員費及びその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第 47 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了とともに、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書(作成を要する期間に限る。)
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (7) 収支計算書
- (8) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(経費の支弁等)

第 49 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の毎事業年度における剰余金は、これを翌事業年度に繰り越すものとする。

第 11 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 51 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 52 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

(清算人)

第 53 条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 社団法人日本添乗サービス協会の諸規程、総会の決議等は、この定款の定めに反しない限り、必要な読み替え等を行って一般社団法人日本添乗サービス協会の諸規程、総会の決議等として引き継ぐものとする。
- 4 本会の最初の代表理事は山田隆英、三橋滋子、業務執行理事は番場実、とする。

附則

この規定は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日から施行する